

「自然公園法第 22 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件（霧島錦江湾国立公園及び屋久島国立公園）」の概要

1. 背景

霧島屋久国立公園は、平成 23 年 12 月開催の中央環境審議会における審議を経て、霧島錦江湾国立公園及び屋久島国立公園に再編成することが適切であるとの答申を受けたところである。

そのため、霧島屋久国立公園の海域公園地区については新国立公園の海域公園地区として指定され、一部拡張されることから、自然公園法第 22 条第 3 項第 2 号の規定に基づき新国立公園毎に、海域公園地区における捕獲等を規制する動植物について改めて指定を行い、保護の強化を図るもの。

2. 改正の内容

○霧島錦江湾国立公園海域公園指定箇所及び動植物

・指定区域

桜島海域公園地区（2号）

面積拡張 現行 35.3ha→新規 41.8ha（6.5ha 拡張）

桜島海域公園地区（2号）

面積拡張 現行 10.7ha→新規 18.9ha（8.2ha 拡張）

佐多岬海域公園地区（1・2号） 面積変更無し

・動植物 現行：6科5属41種→新規：6科5属42種（別紙1）

○屋久島国立公園海域公園指定箇所及び動植物

・指定区域

屋久島国立公園海域公園の全域 面積の変更無し

（栗生沿岸海域公園地区及びメガ崎海域公園地区）

・動植物 現行：2属230種→新規：2属231種（別紙2）

※ともに霧島屋久国立公園から海域公園地区の名称に変更はない。

○種の再指定及び理由

再指定：タコアシカタトサカ（霧島錦江湾国立公園及び屋久島国立公園）

理由：厚生省告示第 235 号（昭和 45 年 7 月 1 日）より指定されていたが、海中公園地区から海域公園地区への変更に伴う環境省告示第 81 号（平成 22 年 11 月 1 日）による指定がなされていなかったため、再指定するもの。なお、本種を含むソフトコーラルは海中景観の重要な構成種であるため、保護を図る。